

## 日本インターンシップ学会 学会表彰委員会規程

### (設置)

第1条 日本インターンシップ学会（以下「本学会」という。）は、会則第21条に基づき、本学会の目的を推進するために、学会表彰委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

### (対象)

第2条 本学会は、次に掲げる研究助成又は授賞（以下「表彰等」）を行う。

- (1)高良記念研究助成
- (2)榎本記念賞
- 2 前項の規定に関わらず、理事会の決定に基づき、必要に応じて表彰等を行うことができる。
- 3 表彰等の趣旨、対象、内容、選考方法等については、別に定める。

### (業務)

第3条 本委員会は、次に掲げる業務を遂行する。

- (1)募集又は推薦等に係る要領案の策定
- (2)表彰等に係る事務
- (3)表彰等候補の選考
- (4)表彰等に係る広報
- (5)その他学会における表彰等に関すること

### (構成)

第4条 本委員会は、委員長1名及び若干名の委員によって構成する。

- 2 委員長は、会員の中から、理事会が選任する。
- 3 委員は、委員長が会員の中から選任し、理事会が承認する。
- 4 本委員会に、副委員長1名を置くことができる。副委員長は、委員長が委員の中から選任し、理事会が承認する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、理事の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長は、必要があると認められる場合は、理事会の承認を得て、随時委員を選任することができる。

### (委員会の開催)

第6条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 副委員長を置いている場合に限り、副委員長が委員長を代行することができる。

### (業務の遂行)

第7条 本委員会は、総会で承認された事業計画に基づいて、業務を遂行する。

- 2 事業計画に定めのない事業を行う場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

### (報告)

第8条 委員長は、活動状況を理事会に報告しなければならない。

### (規程の改廃)

第9条 本規程の改正は、理事会の決議によって行う。

### (附則)

本規程は、2025年9月8日より施行する。